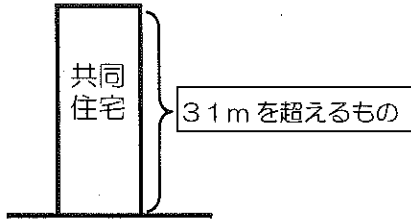


# 共同住宅における統括防火管理の届出について

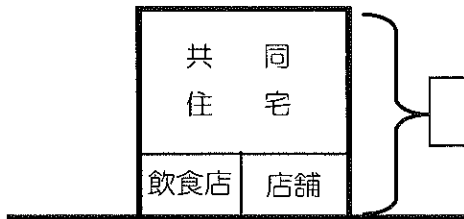
消防法令が改正になり、統括防火・防災管理者の選任および全体についての消防計画の届出が平成26年4月1日までに必要になります！

## 1. 届出が必要になる建物

①高さ31mを超える単一用途の共同住宅 (5) 項口



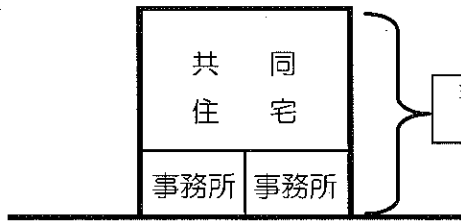
②特定用途<sup>※1</sup>の複合用途で地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの (16) 項イ  
(避難困難施設<sup>※2</sup>が入居する防火対象物のうち地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの)



※1 特定用途とは、飲食店・物品販売店舗・診療所などの不特定多数の人が出入りするテナント等をいいます。

※2 避難困難施設とは、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入居する社会福祉施設等をいいます。

③非特定用途<sup>※3</sup>の複合用途で地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの (16) 項ロ



※3 非特定用途とは、事務所などの不特定多数の人が出入りしないテナント等をいいます。

- 各テナントの面積等により全体の用途が変更になる場合がありますので、詳しくは最寄りの消防署にご相談ください。

## 2. 新たに必要となる届出 (添付書類は次頁を参照ください。)

統括防火・防災管理者選任(解任)届出書

消防法 第24条の2(第1項) 消防計画の届出 消防法 第24条の2(第2項) 統括防火・防災管理者の選任(解任)届出書	
届出番号 届出年月日 届出者 届出場所 防火対象物の名称 防火対象物の所在地 防火対象物の階数 防火対象物の用途 防火対象物の収容人員 防火対象物の面積 防火対象物の構造 防火対象物の耐火性能 防火対象物の防火区画 防火対象物の防火区画の区分 防火対象物の防火区画の区分の名称 防火対象物の防火区画の区分の面積 防火対象物の防火区画の区分の構造 防火対象物の防火区画の区分の耐火性能 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の名称 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の面積 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の構造 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の耐火性能	添付書類

全体についての消防計画(作成)変更届出書

消防法 第24条の2(第1項) 消防計画の届出 消防法 第24条の2(第2項) 全体についての消防計画(作成)変更届出書	
届出番号 届出年月日 届出者 届出場所 防火対象物の名称 防火対象物の所在地 防火対象物の階数 防火対象物の用途 防火対象物の収容人員 防火対象物の面積 防火対象物の構造 防火対象物の耐火性能 防火対象物の防火区画 防火対象物の防火区画の区分 防火対象物の防火区画の区分の名称 防火対象物の防火区画の区分の面積 防火対象物の防火区画の区分の構造 防火対象物の防火区画の区分の耐火性能 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の名称 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の面積 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の構造 防火対象物の防火区画の区分の防火区画の区分の耐火性能	添付書類

